

【目次】

1. 研修会・セミナー
2. 産業保健トピックス
3. 産業保健相談員アラカルト
4. ご相談・ご質問コーナー
5. センターからのご案内
6. 編集後記

【1】研修会・セミナー

研修会・セミナーの詳細は、「実施予定の研修」をご覧ください。
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar#schedule-seminar>

【申込期間中の研修】

申込みは、各研修の申込フォームからお申し込みください。

★新着

《9月》追加

9月26日（金）治療と仕事の両立支援実践研修会
「相談してよかったと思ってもらえる初回面談のコツ」
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7277>

◎10月の研修をアップしました！

- 10月 2日（木）産業医の職務の実際
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7259>
- 10月 7日（火）Well-beingの実現を目指してcool（くうる）に生きる（動く、食う、寝る）
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7260>
- 10月15日（水）過重労働対策について
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7261>
- 10月16日（木）防ごう！ロコモティブシンドローム・サルコペニア対策
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7262>
- 10月17日（金）産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～
＜2期シリーズ：1期4回＞1期－3回目
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7263>
- 10月21日（火）精神障害のある労働者への対応のヒント
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7264>
- 10月24日（金）安全衛生委員会の役割
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7278>
- 10月29日（水）治療と仕事の両立支援セミナー
女性特有のがんを知ろう～早期発見と仕事との両立～
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7265>
- 10月29日（水）両立支援コーディネーター交流会
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7266>
- 10月31日（金）騒音障害防止のために
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7267>

☆再掲！

< 8月 >

- 8月 6日（水）健康診断後の意見聴取、事後措置について
- 8月20日（水）産業保健に関わる最近の重要な法改正等について
- 8月22日（金）産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～
＜2期シリーズ：1期4回＞1期－1回目

8月29日(金) 治療と仕事の両立支援のための事例検討会(難病)

< 9月 >

- 9月 3日(水) 若年性認知症セミナー ～若年性認知症の現在～
9月 4日(木) Well-beingの実現を目指してcool(くうる)に生きる(動く、食う、寝る)
9月 9日(火) 法の順守を目的とした衛生パトロール
9月11日(木) 職域における歯科保健の重要性 ～健康寿命の延伸をめざして～
9月16日(火) 再発を繰り返すうつ病について
9月18日(木) 腰痛、肩こりの予防・改善
～普段の生活の中で無理なく取り入れられる簡単な運動～
9月19日(金) 産業カウンセリング研修 ～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～
< 2期シリーズ: 1期4回 > I期-2回目
9月24日(水) 簡易測定器による測定について

【2】産業保健トピックス

- ◇ やまなし産保メールマガジンバックナンバー掲載ページリニューアル(お知らせ)
- ◇ 「転倒災害」「腰痛」予防無料出張支援のご案内(お知らせ)
- ◇ 治療と仕事の両立支援を応援します!(お知らせ)
- ◇ じん肺診断技術研修の開催について(お知らせ)
- ◇ 中北・峡東地域の小規模事業場の皆さま
小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業のご案内
～産業医の活動を体験してみませんか?～(お知らせ)

詳細は、ホームページの「新着情報」をご覧ください。
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/topics>

【3】産業保健相談員アラカルト

『熱中症のアクションレベルについて』

労働衛生工学担当 望月明彦

熱中症に関する安衛則の一部改正省令が令和7年4月15日に定められ、6月1日に施行されました。関連通達は施行日ギリギリの5月20日発出でした。

その内容は、安衛則中に第612条の2を新設し、「熱中症を生ずるおそれのある作業」に関して、健康障害を防止するために講ずるべき「報告体制の整備・周知」及び「処置手順の作成・周知」を求める内容でした。

通達には、事業場における報告先の掲示例、巡視、バディ制、ウェアラブルデバイス等の具体的方法及び熱中症による健康障害発生時の対応計画の雛形(体外・体内からの身体の冷却等を含む。)が示されていました。

本県では、2010年にクリーニング業において熱中症による死亡者が発生しています。測定機関在職中からWBGT計を使用していたため熱中症には深い関心を寄せていました。

まず、WBGT計(暑さ指数計)を準備することが必要になります。測定を実施して記録し、「暑熱な場所」である湿球黒球温度(WBGT)が28度以上又は気温が31度以上の場所を調査することになります。更に、その場所において継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業は、「熱中症を生ずるおそれのある作業」となり、ここがアクションレベルです。

ところが、従来からある身体作業強度に応じたWBGT基準値及び着衣の補正を加味した値との整合性を図る必要性を感じました。

通達の別紙を熟読しますと、「職場における熱中症予防基本対策要綱」が重要であり、そこには「身体作業強度に応じたWBGT基準値(例えば、重量物の荷車を押すような高代謝率の身体作業強度では26℃)」、「衣服補正值」を測定値に加える必要性が確認されました。比較の結果、基準値を超える場合、冷房等によりWBGT値の低減等を図ること、身体作業強度の低い作業に変更することが求められます。

それでも基準値を超えてしまう場合、いわゆる三管理という熱中症予防対策を行います。

まず、作業環境管理として、簡易な屋根等の設置、冷房を備えた休憩場所を設けること等です。次に、作業管理として、作業時間の短縮、計画的な暑熱馴化期間の設定、水分及び塩分等の摂取、透湿性・通気性の良い服装の着用及び作業中の巡視等です。

最後に、健康管理として、健診結果に基づく対応、日常の健康管理の指導及び相談、作業開始前の健康状態の確認等です。

本改正は、熱中症の恐れがある労働者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止することを求めています。

まずは、「熱中症発生時の報告先」及び「熱中症による健康障害発生時の対応計画のフロー図」を作成し、周知することから始めましょう。

【4】ご相談・ご質問コーナー

7月14日に開催された研修会『保健指導に活かせる行動変容理論』から

【質問】

産業医を選任する必要のない事業場での産業保健活動を行うにあたり外部資源を活用した工夫例がありましたら、ご教授ください。

大きな会社では十分に可能であっても、零細企業での実践に繋がらないことがあると考えています。

すべての職場での健康経営のためにできることが何なのか、模索しています。よろしくをお願いします。

【回答】 講師 鈴木孝太先生

ご質問、ありがとうございます。

実際に、産業医選任の必要がない小規模事業場での産業保健の取り組みに関わったことはないため、あくまでも、一般的な話に終始してしまいましたが、以下のような可能性が考えられると思います。

まず、地域産業保健センターや中災防が提供しているサービスを利用することが第一だと思います。

基本的に無料のサービスなので、零細企業であったとしても利用しやすいはずですが。また、私が5月に理事に就任したNPO法人で、孤独・孤立対策を行っている「あなたのいばしょ」が、匿名のチャット相談を受け付けています。

<https://talkme.jp/>

家族や職場には相談できないような悩みの受け皿になりうるものですので、こういったサービスを、事業所内で共有しておくことも大切かもしれません。

その他、経営者や管理職の方を対象に、昨日お話ししたような「行動変容」についての資料などを提供し、企業での安全衛生、健康といった面にとどまらず、業務改善などにも活用できる場所がないか、考えていただくきっかけづくりにしていただく、といったこともあるかもしれません。

地域には、さまざまな社会資源がありますので、そういったサービスを、一事業所だけではなく、いくつかの事業所が共同で利用する、あるいは情報共有することが大切かもしれません。

【5】センターからのご案内

★ご相談・ご質問の受付★

当センターでは、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。各専門分野の産業保健相談員を中心に、解決方法等を助言させていただきます。ご利用は無料となっておりますので、お気軽にご連絡ください。

<https://www.yamanashi.s.johas.go.jp/consultation/1170>

【6】編集後記

皆さまこんにちは。毎日猛暑な上、午後になると雷やらゲリラ豪雨が心配になり、落ち着かない日々です。外でのお仕事をされている方々には本当に頭が下がります。7月18日には関東甲信地方で梅雨明けしました。今年のはっきりしない梅雨でしたが、これからは夏本番です。3か月予報によりますと、気温は平年より高く、昨年並みで、

猛暑日となることもあり、夜は熱帯夜で寝苦しくなることもあるということです。
引き続き職場の熱中症対策をよろしくお願いします。

山梨労働局では、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の一環として、「Cool Work YAMANASHI」のロゴマークを作成しました。ロゴマークをヘルメットに貼付する、社内周知用の掲示資料に掲載するなど、熱中症対策の周知・啓発に活用していただきたいとのことです。当センターでも早速ロゴマークを印刷し、入口のドアに貼り付けました。

詳しくは、当センターホームページ <https://www.yamanashis.johas.go.jp/7222> をご覧ください。

私事ですが、先日、早めの夏休みをいただき、北海道へ行ってきました。念願の「自分の車で北海道を走る」を実現すべく、行きは青森まで高速で行き翌朝のフェリーで函館へ渡りました。北海道では白老という所で開催された旧車のイベントに参加しました(55年前の車に乗っています)。帰りは、茨城の大洗か新潟までフェリーで、というのが王道なのですが、帰りの日曜日は大洗行き、新潟行きとも設定がなかったため、「仙台経由名古屋行き」を仙台で降りて後は走って帰ることにしました。ところが、帰りの日に突如発生した台風のため、夜発の「仙台経由名古屋行き」は「仙台を経由しない名古屋直行」に変更になったとのメールが昼前に来ました。台風の影響がありそうな東北から関東を少しでも早く通過する作戦のようです。併せて仙台行きは翌日、翌々日も欠航とのこと。さて、どうするか。少々焦りつつ、旅行好きとしては面白くなってきました(笑)。代替案は、①月曜日の小樽～新潟(火曜朝に新潟着だが車がキャンセル待ちで予約不可)、②月曜日の苫小牧～新潟(火曜夕方前に新潟着のため帰宅は夜)、③仙台まで乗る予定だったフェリーで名古屋へ(火曜朝に名古屋着、夕方までには帰宅可)、④函館～青森か苫小牧～八戸(青森)のフェリー(月曜のうちに帰宅できるがまた800km走る必要あり)、とどれも決め手に欠けます。なお、フェリーの料金は、会社による繁忙期・閑散期の違いや名古屋行きは予約変更扱いで当初の10%割引が適用になるなどで、函館～青森以外はほぼ同じ料金です。皆さんならどうしますか? 私は結局、青森から走って帰るのはナシで、なるべく早く帰宅できる方法ということで、「③名古屋」を選択し、お休みを1日追加させていただくことにしました。フェリーは幸いそれほど揺れることもなく、乗客も少なかつたため昔ながらのじゅうたん敷きの二等船室で40時間の船旅、というなかなか体験できない旅(北海道に行ったのにうなぎパイのお土産付き)になりました。皆さまにおかれましても、夏季休暇やお盆休みのある方は旅行や里帰りなどでリフレッシュしていただき、休みなどない、という方は無理せず、適宜身体を休めながら暑い夏を乗り切りましょう。

(座間)

配信の解除をご希望の方は、「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

【発行】 独立行政法人 労働者健康安全機構
山梨産業保健総合支援センター
【住所】 〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階
【TEL】 055(220)7020 【FAX】 055(220)7021
【E-mail】 info@yamanashis.johas.go.jp
【URL】 <https://www.yamanashis.johas.go.jp>
